

4. 家庭の状況に合う支援を受ける

(1) 傷病手当金

会社員や公務員の方が、病気などで働けなくなったときに、生活を支えてくれる制度です。健康保険、共済組合等に参加している被保険者本人が、賃金（報酬）がもらえない場合などに、ある程度の収入が保障されます。

健康保険・共済組合等への加入期間が1年以上あれば、退職後も傷病手当金の給付が受けられる場合があります。退職日までに連続した3日以上を含む4日目以降を欠勤し、以下の条件を満たしていることが条件です。

会社員や公務員の方向けの制度です



人 対象となる人

健康保険、共済組合等、船員保険に参加しているご本人（被保険者）

⚠ 対象の条件

- ・ 病気のために仕事ができない
- ・ 連続する3日を含み、4日以上仕事を休んでいる
- ・ 賃金（報酬）が支払われない

※賃金（報酬）をもらっていても、その額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、傷病手当金は賃金（報酬）との差額分が支払われます。



覚えておくこと

- ・ 支給期間は休職4日目から1年6ヵ月間です。
- ・ 担当医師の証明、事業主（会社）の証明が必要になります。
- ・ 会社を退職する前に、加入している医療保険窓口にご相談しましょう。

📞 問い合わせ先 加入している各医療保険の窓口 ➡ P98

(2) ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭（母子および父子家庭等）の医療費を助成する制度です。所得制限があります。

ひとり親家庭や小児向けの制度です

人 対象となる人

各種医療保険に加入している以下の方

- ① 母子家庭の母と児童
- ② 父子家庭の父と児童
- ③ 養育する父母がいない児童

⚠ 対象の条件

事前に申請が必要です。この制度での「児童」とは18歳未満の子どもで、18歳に達した日の属する年度の最初の3月31日までです。



📞 問い合わせ先 各市町村の児童家庭課など ➡ P96

(3) 一部負担金の減免制度

災害や失業などにより生活が苦しく、医療費の負担が困難な方に、一定期間内に限り一部負担金（ただし自己負担限度額内）の減額または免除をする制度です。

申請は、患者自身で行う必要があります。所定の審査を経た上で減額または免除された一部負担金は、加入している医療保険者から支払われます。

なお、健康保険の場合は、失業を理由とする減免制度は設けられていません。

生活が困窮した方向けの制度です



📞 問い合わせ先 加入している各医療保険の窓口 ➡ P98

(4) 生活保護

病気や失業、老齢などの理由で、生活費や医療費などに困る場合があります。家族の収入が国の定める基準以下のとき、不足分を保護費として補てんする制度です。あらゆる手段を尽くしても、それでも生活のメドが立たないときに、初めて適用されます。

保護の申請の種類には、日常生活に必要な費用については生活扶助、医療については医療扶助、介護サービスについては介護扶助などがあります。



覚えておくとよいこと

- ・決定までに14日～30日かかります。
- ・決定したら、必要なすべての書類を揃えて提出した日にさかのぼって支援を受けられます。それ以前の時期は適用外ですので、申請を希望する場合は、早めに相談に行くことをおすすめします。

 [問い合わせ先](#) 各市の福祉相談窓口  P96
各町村管轄の福祉事務所  P99

(5) 生活福祉資金貸付制度

収入が少ない世帯に、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となったときに、生活福祉資金を貸し付ける制度です。用途別に、貸付資金枠や限度額が設けられており、貸付条件があります。貸付利率は資金の種類によって無利子の場合もあります。詳細については下記へお問い合わせください。



対象となる人

低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯で、金融機関等からの融資が困難な世帯

 [問い合わせ先](#) お住まいの地区の民生委員か、沖縄県社会福祉協議会
<http://www.okishakyo.or.jp>  P97